

特定非営利活動法人結乃 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 本法人は、特定非営利活動法人結乃と称する。

英語表記は「YUNO, Nonprofit Organization」とする。

(事務所)

第2条 本法人は、主たる事務所を愛媛県松山市正円寺3丁目2番25号に置く。

(目的)

第3条 本法人は、地域に暮らす子ども、子育て家庭、高齢者、障がいのある人々に対して、保育・子育て支援および介護・生活支援に関する事業を行い、世代を超えて安心して暮らせる地域社会の実現に寄与することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 本法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) 社会教育の推進を図る活動
- (3) まちづくりの推進を図る活動
- (4) 学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (5) 子どもの健全育成を図る活動

(事業)

第5条 本法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1) 保育・子育て関連事業
 - ・ 一時預かり保育、認可外保育施設、学童保育の運営
 - ・ 発達支援、放課後等デイサービス事業
 - ・ 子育て相談、家庭支援に関する事業
- (2) 介護・福祉関連事業
 - ・ 高齢者向け訪問介護、通所介護、短期入所事業
 - ・ 高齢者及び障がい者のグループホーム運営
 - ・ 配食サービス、生活支援サービス
- (3) 世代間交流・地域づくり事業
 - ・ 子どもと高齢者の交流イベント・居場所づくり
 - ・ 地域ボランティア育成、福祉人材の研修事業
 - ・ まちづくり・地域コミュニティ活性化に関する活動
- (4) その他本法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 本会員及び賛助会員

(種別)

第6条 本法人の会員は、次の2種とし、本会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 本会員 本法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
- (2) 賛助会員 本法人の事業を賛助するために入会した個人又は団体

(入会)

第7条 会員の入会については、特に条件を定めない。

- 2 本会員及び賛助会員として入会を希望するものは、理事長が別に定める入会申込書により理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り、これを認めなければならない。
- 3 理事長は、前項ものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって、本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格喪失)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき
- (2) 本人が死亡したとき、又は会員である団体が消滅したとき
- (3) 連絡なく、2年を超えて会費納入がないとき
- (4) 除名されたとき

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の議決により当該会員を除名することができる。この場合、総会において議決する前に当該会員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本法人の定款等に違反したとき
- (2) 本法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき

(拠出金品の不返還)

第12条 既に納入した入会金、会費及びその他の拠出金品は、返還しない。

第3章 役員及び職員

(種類及び定数)

第13条 本法人に次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上10名以内
- (2) 監事1名以上2名以内

2 理事のうち1人を理事長とし、副理事長を1名置くことができる。

(選任等)

第14条 理事及び監事は、総会において選任する。

2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。

3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは三親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び三親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

4 監事は、理事又は本法人の職員を兼ねることができない。

(職務)

第15条 理事長は、本法人を代表し、その業務を総理する。

2 理事長以外の理事は、法人の業務について、本法人を代表しない。

3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。

4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び理事会の議決に基づき、本法人の業務を執行する。

5 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の業務執行の状況を監査すること。

(2) 本法人の財産の状況を監査すること。

(3) 前2号の規定による監査の結果、本法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。

(4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。

(5) 理事の業務執行の状況又は本法人の財産の状況について、理事に意見を述べ、又は理事会の招集を請求すること。

(任期等)

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

2 役員は、再任することができる。

3 第1項の規定にかかわらず、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。

4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれ補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号のいずれかに該当する場合は、総会の議決により、当該役員を解任するこ

とができる。この場合、総会において議決する前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があると認められるとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 本法人に、事務局長その他の職員を置く。

- 2 職員は、理事長が任免する。

第4章 総会

(種別)

第21条 本法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、本会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散
- (3) 合併
- (4) 事業計画及び活動予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び活動決算
- (6) 役員の選任又は解任、職務及び報酬
- (7) 入会金及び会費の額
- (8) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第52条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (9) 事務局の組織及び運営
- (10) その他運営に関する重要事項

(開催)

第24条 通常総会は、毎事業年度1回開催する。

- 2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。
 - (2) 本会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法により、招集の請求があったとき。

(3) 第15条第5項第4号の規定により、監事が招集するとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から起算して20日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも総会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した本会員の中から選出する。

(定足数)

第27条 総会は、本会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

(議決)

第28条 総会における議決事項は、第25条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2 総会の議事は、この定款に規定するもののほか、出席した本会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 理事又は本会員が総会の目的である事項について提案した場合において、本会員の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(表決権等)

第29条 各本会員の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため総会に出席できない本会員は、オンライン会議システム（web会議システム）を通じて出席することができるほか、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決し、又は他の本会員を代理人として表決を委任することができる。

3 前項の規定により表決した本会員は、第27条、第28条第2項、第30条第1項第2号及び第53条の適用については、総会に出席したものとみなす。

4 総会の議決について、特別の利害関係を有する本会員は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 本会員総数及び出席者数（書面表決者又は電磁的方法による表決者、若しくは表決委任者があつた場合には、その数を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなけ

ればならない。

3 前2項の規定にかかわらず、本会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったものとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
- (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
- (3) 総会の決議があったものとみなされた日
- (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は、理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この定款で別に定めるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。
- (2) 理事総数の2分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって招集の請求があったとき。
- (3) 第15条第5項第5号の規定により、監事から招集の請求があったとき。

(招集)

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときには、その日から起算して14日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも理事会の開催の日の5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。

(定足数)

第36条 理事会は、理事総数の過半数の出席がなければ開会することができない。

(議決事項)

第37条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とす

る。

(議決)

第38条 理事会の議事は、この定款に別に定めるもののほか、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(表決権等)

第39条 各理事の表決権は、平等とする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、オンライン会議システム（web会議システム）を通じて出席することができるほか、あらかじめ通知された事項について書面又は電磁的方法をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、第36条、前条及び次条第1項第2号の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることはできない。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者又は電磁的方法による表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第41条 本法人の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生じる収益

(5) 事業に伴う収益

(6) その他の収益

(資産の区分)

第42条 本法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産の1種とする。

(資産の管理)

第43条 本法人の資産は、理事長が管理し、その管理方法は、総会の議決を経て理事長が別に定める。

(会計の原則)

第44条 本法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行うものとする。

(会計の区分等)

第45条 本法人の会計は、特定非営利活動に係る事業に関する会計の1種とする。

(事業計画及び予算)

第46条 本法人の事業計画及びこれに伴う活動予算は、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第47条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じて収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第48条 予算超過又は予算外の費用に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2 予備費を使用するときは、理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び更正)

第49条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第50条 本法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等の決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(事業年度)

第51条 本法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(臨機の措置)

第52条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務を負担し、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第53条 本法人が定款を変更しようとするときは、総会において、その出席した本会員の4分の3以上の議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項を変更する場合には、所轄庁の認証を得なければならない。

(解散)

第54条 本法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
- (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
- (3) 本会員の欠亡
- (4) 合併
- (5) 破産手続開始の決定
- (6) 所轄庁による設立の認証の取消し

2 前項第1号の決議を行うときは、本会員総数の4分の3以上の承諾を得なければならない。

3 第1項第2号の事由により解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

4 本法人が解散したときは、合併及び破産の場合を除き、理事を清算人とする。

(残余財産の帰属)

第55条 本法人が解散（合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、解散時の総会において定めるものに譲渡する。

(合併)

第56条 本法人が合併しようとするときは、総会において本会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第57条 本法人の広告は、本法人のホームページに掲示するとともに、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項規定する貸借対照表の公告については、内閣府NPO法人ポータルサイトに掲載して行う。

第9章 雑則

(細則)

第58条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、本法人の成立の日から施行する。

2 本法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理事長 越智 麻莉乃

副理事長	坂東 沙耶
理事	石丸 広大
監事	藤原 圭佑

- 3 本法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から令和9年6月30日までとする。
- 4 本法人の設立当初の事業計画及び活動予算は、第46条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。
- 5 本法人の設立当初の事業年度は、第51条の規定にかかわらず、設立の日から令和8年3月31日までとする。
- 6 本法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。
 - (1) 本会員入会金 10,000円 本会員会費 12,000円(1年間分)
 - (2) 賛助会員入会金 0円 賛助会員会費 0円(1年間分)